

○文部科学省告示第一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の二（同令第七十九条及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三百三十二条の三の規定に基づき、同令の規定による特別の教育課程について次のように定める。

平成二十六年一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

1 日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。

2 日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間まで

を標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部改正）

2 学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を次のように改正する。

2中「とする」を「とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする」に改める。